

平成 27 年度 三重県 事業計画

都道府県コード

24001

1. 今年度に都道府県及び市町村が実施する推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	都道府県	市町村	合計
1.消費生活相談機能整備・強化事業 ※都道府県は被災4県のみ	-	1,893	1,893
2.消費生活相談員養成事業	-	-	-
3.消費生活相談員等レベルアップ事業	720	2,310	3,030
4.消費生活相談体制整備事業	-	14,297	14,297
5.市町村の基礎的な取組に対する支援事業	396		396
6.地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	36,976	11,720	48,696
うち、先駆的事业	-	-	-
7.消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	-	-	-
合計	38,092	30,220	68,312

2. 消費者行政予算及び今年度の支出等額

(単位:千円)

消費者行政予算総額	191,753	
都道府県予算	95,274	
管内市町村予算総額	96,479	
支出等額	68,312	
支出等割合	36%	36%
支出等額(先駆的事业(交付金)を除く。)	68,312	↑常勤化、定員増反映後
支出等割合(先駆的事业(交付金)を除く。)	0.36	36%

↑常勤化、定員増反映後

3. 消費生活相談員養成事業

実施形態	管内全体の研修参加	
自治体参加型	①参加者総数	人
	②年間研修総日数	人日
	③参加自治体	()
法人募集型	①参加者総数	人
	②年間研修総日数	人日
	③実地研修受入自治体	()

※「支出等」には、地方消費者行政活性化基金の取崩しを含む。

別表1

都道府県実施事業分

1. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	事業概要	事業経費	交付金等対象経費			対象経費
			27年度 本予算	26年度 補正予算	基金	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県のみ						
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県のみ						
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等)※被災4県のみ						
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県のみ						
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)						
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)						
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	市町消費生活相談員等勉強会の開催【交付金】	495	495			勉強会講師謝金・旅費
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	新任職員の研修参加支援【交付金】	225	225			旅費
⑨消費生活相談体制整備事業						
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	顧問弁護士制の実施【交付金】	396	366	30		顧問弁護士謝金・旅費
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	消費者教育推進事業及び消費者啓発事業の委託、啓発物品・啓発用冊子の作成【交付金】 [他部局等活用]栄養表示啓発事業、消費者教育推進事業、外国人住民消費者被害防止事業【交付金】	36,600	36,600			消費者教育・啓発事業委託料、啓発物品・冊子の作成費用 [他部局等活用]啓発物品の作成・研修会講師謝金、旅費等、教材作成委託料、講師報償費・旅費、消費者教育委託料
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	消費者啓発地域リーダーを対象としたフォローアップ講座の開催及びボランティア保険への加入【交付金】	376	376			フォローアップ講座講師謝金・旅費・開催案内通信運搬費・消耗品費及びボランティア保険料等
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)						
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)						
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)						
⑯消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務						
合計		38,092	38,062	30	-	

2. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業の詳細

事業名	基金条例制定時の事業・機能と強化を図ろうとする事業・機能	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)	(既存)	
	(強化)	
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)	(既存)	
	(強化)	
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	(既存)	市町消費生活相談員等を対象とした研修会の開催:年1回
	(強化)	市町消費生活相談員等を対象とした研修会の開催:年12回
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	(既存)	研修会への派遣:年2回
	(強化)	研修会への派遣:年3回以上
⑨消費生活相談体制整備事業	(既存)	
	(強化)	
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	(既存)	弁護士来所相談:月2回
	(強化)	顧問弁護士制の導入(弁護士来所相談:月1回、その他随時弁護士による助言機会の提供)
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	(既存)	啓発チラシ・冊子の配布、消費者月間記念講演会、出前講座の開催、情報誌の発行等
	(強化)	消費者教育推進事業及び消費者啓発事業の委託、啓発物品・啓発用冊子の作成 [他部局活用]栄養表示啓発事業の実施(食品の栄養表示啓発用物品の作成、啓発活動等)、消費者教育推進事業の実施(消費者教育の教員研修用教材の作成)、外国人住民消費者被害防止事業の実施(外国人を対象とした講座の開催)
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	(既存)	消費者啓発地域リーダーの養成
	(強化)	消費者啓発地域リーダーの養成及びフォローアップ
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	(既存)	
	(強化)	
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)	(既存)	
	(強化)	
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	(既存)	
	(強化)	
⑯消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	(既存)	
	(強化)	

3. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望(都道府県分。該当する場合に記載)

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望	参加者数 人	実地研修受入人数 人
	年間研修総日数 人日	年間実地研修受入総日 人日

4. 消費生活相談体制整備事業(都道府県分。該当する場合に記載)

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
人	人時間/年
対象人員数 (報酬引上げ)	
人	
対象人員数計	追加的総費用
人	千円

5. 市町村の基礎的な取組に対する支援事業

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
人	人時間/年
対象人員数 (報酬引上げ)	
人	
対象人員数計	追加的総費用
人	千円

6. 地方消費者行政推進事業実施要領別添2第2及び地方消費者行政活性化基金管理運営要領別添2第2に係る特例

前年度における首長表明の有無	有
前年度における雇止めの有無	無

別表2

管内市町村実施事業分

1. 管内の市町村が実施する推進事業及び活性化事業の総額(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	実施市町村	事業経費	交付金等対象経費計			概要
			27年度 本予算	26年度 補正予算	基金	
①消費生活相談機能整備・強化事業(新設・増設・拡充)	鳥羽市、東員町、玉城町、紀北町、鈴鹿亀山広域連合	2,751		1,193		消費生活相談窓口整備事業(面談室賃料、執務参考図書購入、PIO-NET2015導入経費)
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)	四日市市	700		700		専門家(弁護士)の活用(謝金、旅費)
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト)						
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)						
⑤消費生活相談員養成事業(研修参加支援)						
⑥消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)						
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、名張市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、玉城町、紀北町、鈴鹿亀山広域連合	2,574		953	1,357	研修参加支援(参加旅費、研修費)
⑧消費生活相談体制整備事業	四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、名張市、鳥羽市、いなべ市、志摩市、伊賀市、東員町、明和町、大台町、玉城町、南伊勢町、鈴鹿亀山広域連合	33,250		14,297		消費生活相談員の配置(相談員報酬、費用弁償、社会保険料、時間外勤務手当)
⑨地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、名張市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、東員町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、紀北町、御浜町、紀宝町、鈴鹿亀山広域連合	11,745		11,572		消費者啓発事業(啓発物品、冊子の作成費等)
⑩地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	大台町、紀宝町	148		148		啓発連携事業(啓発物品作成、講師謝金、旅費)
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)						
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)						
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)						
⑭消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務						
合計		51,168	-	28,863	1,357	

2. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望(管内市町村分合計。該当する場合に記載)

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望	参加者数 人	実地研修受入人数 人
	年間研修総日数 人日	年間実地研修受入総日 人日

3. 消費生活相談体制整備事業(管内市町村分合計。該当する場合に記載)

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
22 人	20,259 人時間/年
対象人員数 (報酬引上げ)	
- 人	
対象人員数計	追加的総費用
22 人	28,934 千円

別表3 交付金等の管理等

1. 今年度の推進事業支出予定額

交付金分	66,955	千円
うち都道府県分	38,092	千円
うち管内の市町村合計	28,863	千円

2. 今年度の基金取崩し予定額

交付金相当分	1,357	千円
うち都道府県分	-	千円
うち管内の市町村合計	1,357	千円

3. 消費者行政予算について(1)

	平成20年度	前年度	今年度	対平成20年度	対前年度
①都道府県の消費者行政予算	116,849 千円	100,804 千円	95,274 千円	-21,575 千円	-5,530 千円
うち交付金等対象経費	千円	43,666 千円	38,092 千円	千円	-5,574 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	- 千円	- 千円	千円	- 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	- 千円	- 千円	千円	- 千円
うち先駆的事业	千円	11,132 千円	- 千円	千円	-11,132 千円
うち交付金等対象外経費	116,849 千円	57,138 千円	57,182 千円	-59,667 千円	44 千円
②管内の市町村の消費者行政予算総額	49,903 千円	93,086 千円	96,479 千円	46,576 千円	3,393 千円
うち交付金等対象経費	千円	27,883 千円	30,220 千円	千円	2,337 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	13,413 千円	14,413 千円	千円	1,000 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	- 千円	- 千円	千円	- 千円
うち先駆的事业	千円	- 千円	- 千円	千円	- 千円
うち交付金等対象外経費	49,903 千円	65,203 千円	66,259 千円	16,356 千円	1,056 千円
③都道府県全体の消費者行政予算総額	166,752 千円	193,890 千円	191,753 千円	25,001 千円	-2,137 千円
うち交付金等対象経費	千円	71,549 千円	68,312 千円	千円	-3,237 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	13,413 千円	14,413 千円	千円	1,000 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	- 千円	- 千円	千円	- 千円
うち先駆的事业	千円	11,132 千円	- 千円	千円	-11,132 千円
うち交付金等対象外経費	166,752 千円	122,341 千円	123,441 千円	-43,311 千円	1,100 千円

4. 消費者行政予算について(2)

①定数内の消費者行政担当者数(平成20年度末時点)	-	人	
うち都道府県		人	
うち管内市町村		人	
②定数内の消費者行政担当者数(今年度末時点)(想定)	-	人	
うち都道府県		人	
うち管内市町村		人	
③定数内の消費者行政担当者の人件費(想定)	-	千円	
うち都道府県		千円	
うち管内市町村		千円	
④③を含めた交付金等対象外経費	123,441	千円	
うち都道府県	57,182	千円	
うち管内市町村	66,259	千円	↓先駆的事業(交付金分)を除く支出割合
⑤消費者行政予算総額に占める交付金等支出割合	35.62	%	35.62 %
うち都道府県	39.98	%	39.98 %
うち管内市町村	31.32	%	31.32 %

5. 基金の管理

設置当初の基金残高(交付金相当分)	195,000 千円
前年度末の基金残高(交付金相当分)	42,550 千円
今年度の基金取崩し予定額(交付金相当分)	1,357 千円
今年度の基金運用収入予定(交付金相当分)	49 千円
今年度末の予定基金残高(交付金相当分)	41,242 千円
設置当初の基金残高(積み増し相当分)	千円
前年度末の基金残高(積み増し相当分)	千円
今年度の基金上積額(積み増し相当分)	千円
今年度の基金取崩し予定額(積み増し相当分)	千円
今年度の基金運用収入予定(積み増し相当分)	千円
今年度末の予定基金残高(積み増し相当分)	- 千円

6. 都道府県の消費生活相談員の配置について

消費生活相談員の配置	前年度末	相談員総数	7 人	今年度末予定	相談員総数	8 人
うち定数内の相談員	前年度末	相談員数	人	今年度末予定	相談員数	人
うち定数外の相談員	前年度末	相談員数	7 人	今年度末予定	相談員数	8 人
うち委託等の相談員	前年度末	相談員数	人	今年度末予定	相談員数	人

7. 今年度の都道府県の相談員の処遇改善に向けた取組

処遇改善の取組		具体的内容
①報酬の向上	○	職務内容の専門性を考慮し、報酬単価を引き上げ(県費)
②研修参加支援	○	研修等の受講機会を増やし、消費生活相談員のスキルアップを支援する。(県費)
③就労環境の向上	○	執務参考図書を購入(県費)
④その他		

○実施要領及び運営要領別添1メニュー6「地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業」

事業の名称	事業区分	事業概要	支出予定額(千円)	関連事業の有無	備考
平成27年度消費者啓発推進事業 (委託事業)		<p>【事業の目的】 様々な主体との連携により、県民に対し、消費者トラブルに関する啓発や相談窓口の周知等を行うことによって、消費者被害の未然防止および消費者の自立支援を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発キャンペーン： 消費者月間である5月を中心に、県内各地域の大型商業施設等、集客が見込める場所において啓発を行う。 ・消費者月間記念講演会： 5月の消費者月間に、著名講師による、講演会を行う。その他、ステージイベントやみえ・くらしのネットワークによるパネル出展等も行う。 ・消費者市民社会シンポジウム： 消費者市民社会を議論するシンポジウム(基調講演、パネルディスカッション)を行う。 ・小・中・高等学校消費生活出前講座事業 小学生・中学生・高校生が興味を持って受講できるような講師・出演者を選定し、出前講座を行う。 	14,947	無	
平成27年度消費者啓発推進事業 映画館CM制作・上映業務委託事業 (委託事業)		<p>【事業の目的】 近年、成年期(特に20～50代)における消費者トラブルの相談件数が増加傾向であることを受け、成年期に多くみられるインターネット・スマートフォンの消費者トラブルの未然防止を目的とする。</p> <p>【事業内容】 映画館CM上映用映像1本(15秒)の制作。インターネット、スマートフォンの消費者トラブルに関する映像の制作を行う。</p>	6,048	無	
		計	20,995		

※メニュー6において実施する500万円以上の事業についてご記入ください。